

2014年3月4日

氏平みほ子

(氏平議員)

**まず国政問題について伺います。**

国民が今一番望んでいる政策は、なんでしょうか。景気の回復と雇用の安定です。安倍首相は、「経済の好循環を実現する」と繰り返していますが、本気で「好循環」を実現すると言うなら、3つの点で従来の方針の根本からの転換が必要だと考えます。

1つは、4月からの消費税の8%への引き上げを中止すべきです。設備投資は低迷し、家計消費が冷え込んでいるのが日本経済の実態です。働く人の賃金は19ヶ月連続で減少し、ピーク時に比べ70万円も減っています。物価が上がり年金がドンドン減らされている。こんな中で増税を強行すれば経済を壊し、財政も共倒れと言う「悪循環」の引き金を引くこととなります。知事はこんな時に消費税の増税をすることについてどうお考えでしょうか。

2つめは、働く人の賃金引き上げをはかることです。雇用の7割を支える中小企業の多数は赤字経営で法人税を減税しても恩恵はなく、賃上げの促進にはなりません。具体的政策としては、270兆円に昇る大企業の内部留保の一部を賃上げに活用することです。パネルをご覧ください。また最低賃金を抜本的に引き上げ、中小企業には賃金助成や社会保険料の事業主負担の軽減など財政支援を行うことです。パネルをご覧ください。知事にはぜひ国にこうした提案をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

3つめは、雇用のルール破壊をやめることです。今政府が進めようとしているアベノミクスの第3の矢、成長戦略とは企業が世界で一番活動しやすい国にすることですが、それは労働者にとっては一番働きにくい国にすることです。派遣労働の無制限の拡大、解雇自由化、サービス残業の合法化などは、まさにブラック企業を合法化することになります。このパネルで示されているように、こうしたルール破壊が進めば、賃金が42兆円削減されるという労働運動総合研究所の試算が出されています。まさに第3の矢とは、政府主導の「賃下げ政策」の何物でもありません。これらの労働環境を悪化させる政策について知事のご所見をお尋ねします。

(知事答弁)

日本共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。

国民が望んでいる政策についてのご質問であります。

まず、消費税率引上げについてであります。国においては、本来必要な税収確保を行わず、国債発行により将来世代につけを回してまかなってきた結果、平成 25 年度末国債残高は約 750 兆円にも達する見込であります。こうした中で、高齢化の進展などによる社会保障関係費の累増や、少子化対策などの新たな課題に適切に対応する必要もことから、このたびの消費税率の引上げはやむを得ないものと考えております。

次に、最低賃金の引上げ等の提案についてであります。賃上げについては、各企業の業績と労使関係を基に決定されるものであり、また、最低賃金の引上げや社会保険料の事業主負担の軽減等は、国において適切に対応されるべきものであります。

従来から、最低賃金引上げに向けた中小企業支援について、国の相談窓口や助成金等の支援策を広報誌等を通じて情報提供しており、お話の国への提案は考えていないところであります。

次に、労働環境政策についてであります。現在、潜在成長力の抜本的な底上げを図り、持続的な成長軌道に乗せるための検討が、国において行われており、働く人と企業にとって世界でトップレベルの活動しやすい環境の実現を目指すものとされております。

労働者派遣制度や労働時間法制の見直し等については、国政の場で様々な観点から十分に議論されるべきものと考えており、今後、国における議論の動向を注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。消費税を増税して国の財政を確保するといひましても、以前 3%から 5%に上がったときも、所得税とか法人税とかが下がって全体としては財源は随分と減ったという、こういう過去の経験を踏まえれば、消費税を上げることによってむしろ景気が、国の経済は悪化するという、こういう試され済みの実態だと思ひますし、こういうことをやっていたのでは国の財源もちゃんと賄われないう風に私は思ひますけれども、そこの辺りはどのようにお考えでしょうか。

(知事答弁)

過去に消費税率を上げた時にはそうではなかつたという質問に対してお答ひいたします。

過去の消費税率引き上げ時には私知事ではありませなし、ちょっと勉強が足りておりませなし。今回の消費税率引き上げに関して、国を挙げて適切に対応すべきものと考えております。

(氏平議員)

**次に備前市パナソニックの工場閉鎖問題についてです。**

パナソニックはご存じのようにこの3月末で備前工場を閉鎖することを決めていきます。200名余が職を失います。パナソニックは希望者を富山にある工場に異動させるとしていますが、この北陸の3工場はすでにイスラエルに本社がある会社に譲渡されており、異動ではなく、別会社への移籍を斡旋するということがわかりました。しかし、今だに、その労働条件が示されずにいるため、職員の不安はピークに達しています。私は先日、備前市議と一緒に、パナソニックの本社がある大阪労働局に指導要請に出向きました。また、県に対しても①閉鎖計画の見直しを要請すること②閉鎖になった場合でも異動は労働者の意向をよく聞くこと③工場跡地は広大な面積があり、水田の転用で保水力が低下し、水害被害が続いている。地域の安全性に責任をもった対応をパナソニックに要請することなどを要望させていただきました。

その後どのような検討、あるいは取り組みがなされたのでしょうか。また現在従業員はどのような状況に置かれているのでしょうか。

併せて産業労働部長にお尋ねします。

(産業労働部長答弁)

パナソニックの・工場閉鎖問題についてのご質問であります。県として、工場閉鎖の発表にあたり、閉鎖の見直し要請までは行っておりませんが、従業員の雇用の確保と跡地利用について地域経済の活性化につながるよう、格段の配慮を要請したところであります。

また従業員については、その意向を踏まえてハローワークが対応することとなりますが、現在は社内において検討段階と聞いており、方向性が明らかになった時点で、県としても、労働局と連携し、従業員の雇用が確保できるよう努めてまいりたいと存じます。

なお、当地域の防災対策については、備前市及び県関係部局が対応していくものと考えております。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。今知事も、企業誘致、企業誘致ということでやりますけども、企業の撤退こそが雇用が奪われるわけですから、ここのところしっかりと県の責任としても、要請をすとか、頼んでいかなければ、雇用が奪われることは本当に生活が破壊されるわけですから、大変だと思しますので、しっかりと撤退をするところについても、誘致と同じ、誘致以上にきちっと働きかけをするということをやりたいと思います。

それからパナソニックは、調べますと、この間内部留保を積み上げてまして、2兆5千億の内部留保を持って、体力満々なんですよ。だから体力満々な企業がどんどんと

首を切っていくという風なことについては、やはり企業の社会的責任、このことについてもきちっと言っていかなければならないと思います。ご存じのように備前市というのは、昔、耐火レンガで栄えたものづくりの町ですけれども、今は耐火レンガも撤退し、本当にあそこは求人でも一番県内でも落ち込んでいる地域です。今退職を迫られている方は50歳前後です。介護を抱え、子どもたちのこれからの学費のことを考え、富山に行けと言っても、どういう状態で富山で働かされるのかわからない、ほんとに50前後で解雇されたりするというこの不安ですよね。仕事も多分あの地域にはほとんど求人も少ないという、こういう実態があるわけですから、そのところはしっかりと県としても、これは要望ですけれども、撤退をする企業に対する働きかけというのは、もっと早い段階からしっかりとやっていただきたいというふうに思います。要望ですけれどもご意見があったらお聞かせください。

(産業労働部長答弁)

撤退をする企業に対しての県としての働きかけを十分にすべきであるということでのご質問でございますが、この度の工場の閉鎖、撤退は誠に残念なことでございますが、やはり企業がグローバルにものを考え、そして生き残りをかけた戦略の一環として様々なことを決定されるというふうに私ども考えております。ただ、先程の答弁の繰り返しになりますが、働かれています方、従業員の方々の雇用を守ること、そして地域の振興を図ると言うことが県としてもですね、今後とも十分鋭意を払ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(氏平議員)

**次に、介護事業所における看護師対策について伺います。**

看護師不足は深刻な状況ですが、とりわけ、介護事業所で看護師が確保できないため、廃業、休業に追い込まれている通所介護事業所から切実な声が多く寄せられています。

昨年7月から県内の医療機関を離職する看護師のナースセンターへの登録制がスタートし、国においても地域医療・介護総合確保推進法案の中に看護師等が病院等を離職した場合等に住所、氏名等をナースセンターへ届け出る努力規定が盛り込まれました。センターでは現在260人余の登録がありますが、その半数は働いているナースの登録です。これに対して約1,000件の求人があり、とても対応できる状況ではありません。

私は介護事業所こそ、ベテランのセカンドキャリア看護師の出番だと思いますし、現に介護現場で働いている看護師には定年退職後、キャリアを生かして働いておられる方も多いです。そこで提案です。今後、定年退職される看護師に介護現場で活躍してもらうため、ナースセンターに登録してもらうよう各病院に働きかけるべきと考えますがいかがでしょうか。また退職者は必ずハローワークに失業手当の申請にいきます。介護現

場への看護師の再就職を強力に進めるためナースセンターがハローワークと連携して実施している「看護の就職相談コーナー」などの取組をより充実させるべきと考えますが、併せて保健福祉部長のご所見を伺います。

また、看護協会側の意見では、介護事業所の管理者が看護の専門性についての理解が不足していることも、介護事業所に看護師が定着しにくい理由の1つではないかとのご意見を頂きました。提案の2つめは、県として介護事業所に対し、看護の専門性、役割について理解を深めてもらう対策を講じるべきと考えますが、保健福祉部長にお尋ねします。

(保健福祉部長答弁)

介護現場の看護師不足問題についてのご質問であります。

まず、定年退職する看護師の活用等についてであります。現在は中途退職者へナースセンターへの登録を働きかけているところですが、今後は定年退職者の登録についても、各病院に要請してまいりたいと考えております。

また、今年度からナースセンターの職員がハローワークに出向いて、専門的な立場から就職相談を行っておりますが、今後は、この窓口の一層の周知に努めるとともに、ハローワークとの連携の下、ナースセンターへの登録を促進するなど、再就職支援の取り組みを積極的に進めてまいりたいと存じます。

次に、介護事業所への対策についてであります。お話しのとおり通所介護事業所などにおいては、利用者の体調のチェックをはじめ、緊急時の対応や服薬管理などを担う看護職員の役割は重要であると認識しています。

県では、看護職員をはじめとする介護事業に必要な職員の役割や重要性については、これまでも集団指導等を通じて、事業者に対して繰り返し指導してきており、引き続き適切な指導を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

(氏平議員)

部長、前向きなご答弁ありがとうございます。この前日本看護協会の調査でも60歳を過ぎた看護師の5割近くが介護事業所で働くことを希望しているというデータが出ておりました。急性期では体がもたない、そしてキャリアを持っているわけですね、何十年急性期の、この技術をいま介護現場といっても、医療依存度が高い方、そして早期に異常を発見しないといけない、医療的な視点というのは非常に大事になってきている、これから地域の中で医療と介護が一緒になってやっという地域包括ケア、この考え方からもこの60過ぎたキャリアを持った看護師の出番だと思うんですね。75くらいまでは十分働けると私は思います。こういう人たちの力がどう地域の中で、介護現場

の中で生かされるのかというのは、これは大きな人材確保のしくみの中では大事な視点になってくると思いますので、是非積極的に登録をしていただくということをされるということです。よろしくお願いいたします。これはお礼と要望です。

(氏平議員)

**次に美作岡山道路・柵原インターチェンジ - 湯郷温泉インターチェンジ間のルートについてうかがいます。**

県が平成15年6月に県議会土木委員会等に示したルート案について、美咲町飯岡(ゆうか)の住民のみなさんが「ルートを変更してほしい」との声をあげています。その最も大きな理由は、地区内の約4分の1に近い世帯が移転を余儀なくされ、集落を分断しコミュニティを破壊すること、豪雨による内水発生時の遊水地となっている水田が少なくなり県道に近い地域に浸水の被害が生じる危険が増えること、つまり、道路建設によって安全安心の住環境が破壊されるだけでなく、命を危険にさらす事態さえ生じるというものです。

県が示しているルート案に対して、命を懸けた嘆願書を住民のみなさんが知事に出されたと聞いていますが、読んでいただきましたでしょうか。住民の声を聞かれて知事はどのような感想をお持ちでしょうか、まずお伺いします。

そもそもルートの決定に当たって、関係する住民の意見聴取がまったくおこなわれていないことに、私は大きな疑問を感じます。このような事業の進め方でよいのでしょうか。土木部長の考えをお聞かせください。

住民のみなさんの住環境に大きな変化が生じるにもかかわらず、このルート案を住民が知ったのは昨年6月頃のことです。吉井 - 飯岡間のルートも最終決定しているわけはありません。私は、ルートの再検討を求めますがいかがでしょうか。再検討が困難というのであれば、住民のみなさんが納得できる理由をお示しください。あわせて土木部長にうかがいます。

(知事答弁)

お答えいたします。

美作岡山道路のルートについてのご質問であります。

住民の声についてであります。美咲町飯岡(ゆうか)地区では、県の提示したルートに対し、住民の方々から様々な懸念が示されたと聞いております。

また、私にもルート変更を要望するお手紙をいただき、住民の方々の地域に対する深い愛着や事業に対する不安が感じられました。

住民の方々の懸念を払拭するため、引き続き、美作町と連携して具体的な対応を検討し、ご理解を得られるよう丁寧な説明に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(土木部長答弁)

住民の意見聴取についてであります。県におけるルート決定の手順としては、複数のルート案を作成し、社会性や施工性、経済性等を総合的に比較・検討を行った上で、沿線市町村の意見を聴取し、県としての最適ルート案を選定しております。

その後、住民の方々に最適ルート案をお示しして意見を伺いながら、可能な箇所については、ルートの修正や盛土から高架への構造変更等を検討し、最終的にルートを確認しております。

当地区においては、これまでに3回の地元説明会を開催するなど、住民の方々の意見をお聞きしている段階であり、いただいた意見への対応については、今後、検討を行い、説明してまいりたいと存じます。

再検討等についてであります。山側を通るルートは、河川内に設置する橋脚の数が多くなるため、河川の流水を阻害するなど悪影響が懸念されます。さらに、橋梁等の構造物や掘削工事が大規模となり、事業費が非常に大きくなるだけでなく、長大法面が発生するなど、長期的な維持管理においても問題があるため、早い段階で事業実施が不可能と判断したものであります。

このため、お話のように、地区内の多くの世帯に移転をお願いしなければならないこととなりますが、平地部を通るルートが現実的と考え、その中でも移転家屋数が少なく、IC設置にあたり県道の交通に支障の少ないルートを住民の方々に説明させていただいたところでもあります。

こうした検討を行ってきたものであることから、山側を通るルートへの再検討は考えておりませんが、今後とも、提示させていただいたルートについて、住民の方々の意見をお聞きしながら、住環境の変化を緩和する具体的な対応について、美咲町と連携してしっかり検討し、住民の方々のご理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございます。この飯岡のみなさんが最初に説明を聞いたのは、先程申し上げましたように昨年6月です。その時に初めて、自分たちの村の中を道路が、高い土を盛り上げた道路が通ってこういうことになる、えーという感じだった。その後ですよ、4つのルートが考えられたという話が2番目の説明会であってですね、そんなこともほんとに寝耳に水という状況です。その段階では、要するに第二ルートしかないんだ、あんたら立ち退いてくれ、この村を去ってくれ、こういうはっきり言って悪代官の押しつけのようなですね、こういうことをやっぱりやられているというところに、住民のみなさんは納得いかないんですよ。ほんとに自分たちをないがしろにして、強制的にでも立ち退かす気かというね、そういう思いに今なっているわけです。

お手紙をたくさん知事に届けさせてもらったなかで、ひとつ 83 歳の方の、私の母と同じ年なので身がつまされる思いなんです、読み上げたいと思います。

「県道に近いわが家は今迄にも堤防や道路の拡張など事ある毎に大事な大事な土地を泣く泣く県や町の方針に従って提供してきました。年老いた爺が縁側で陽なたぼっこをし乍らすばらしい眺めを堪能するのが唯一の楽しみでしたが、その後道路が嵩上げされ大きな土手が出来て爺の楽しみも失せ泣く泣く寿命を縮めて去って逝きました。今又近くに膨大な土手が出来る計画を聞き憤りを感じて居ます。

被害を被る人々の声に耳を傾けず納得のゆく説明もないまま第二ルート建設をゴリ押ししないでください。

地域の活性化と言われますがこのルートでは若者がどんどん故郷を離れ、街に出て居た者が将来も帰って来ません。村の衰退は目に見えて居ります。

はるばる阪神方面その他から穏やかな土地柄と温かい人情溢れる飯岡を選んで移り住んで下さっている多くの人々に申し訳ない気持ちで一ぱいです。

**どうかお仕事に携われる方々も人としての思いやり、血も涙も持って居られる筈**

第二ルート案を是非変更して被害の少しでも少ない他のルートに変更して頂きます様血の出る悲痛な叫びを聞いて下さい。お願いします。」

これが 83 歳の方のほんとに叫びです。

こういう人たちが今、地域の 6 割以上が署名も集めて、「もうここを通ってもらっては困る」という声を上げているわけですね。部長、10 年間何も説明がないというのは、この 10 年間何をされておられたんですか。去年の 6 月までです。その辺のところ、まず聞かせてください。

(土木部長答弁)

お答えいたします。15 年の 6 月に、このルートになるということを公表してから今まで何をしていたのかということですが、美作岡山道路ということで、山陽道から中国道を結ぶ路線でございますので、全体をどういう風にしていくのかということについては、15 年の 6 月に大体の路線、またどこにインターチェンジを造るかといったようなことを全体の計画を公表させていただいたところでございます。今まで 1 期区間として南の方と北の方とやってきたわけですが、今回のルート、吉井インターチェンジから湯郷温泉までの間については、2 期区間ということで事業が広大になるということだったのでございましたので、その詳細のところは先行した区間の進捗を見て今までなかなか着手するような状況になってこなかったことから、時間がかかったのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

(氏平議員)

この地域の人たちは命がけで決意をしている、一坪も売りたいくない、絶対に立ち退か

ない、もしこういうことで団結した場合に強制収用のようなことはできるのでしょうか。お尋ねします。

(土木部長答弁)

お答えいたします。絶対に売らないという人に対して強制収用ができるのかというようにございますが、現段階と申しますのはまず具体的にどこの用地を買うとかというような段階ではありませんので、いまご説明させていただいているルート案でおおかたのご了承が得られれば、これから測量の作業に入り、実際の設計をして、どの土地を買い求めるかということになっていくわけですし、そういった段階になったのちにですね、用地の交渉をしている段階でなかなか売っていただけないとか、売りませんとかいろんな方がいらっしゃると思いますけれども、今の段階で収用になるのかどうかということにつきましては何ともいえないのかなと思います。

(氏平議員)

強制収用ができるかできないか、今の段階で、できるということもあり得るということでしょうか。

(土木部長答弁)

お答えいたします。一般的に強制収用と申しますが、個人の財産を公共用地ということで取得するというところでございますので、そういったことをするためにはこの事業がそういったことをするだけの理由のある事業だということによって事業認定というのをとりまして、そういったものがとれば最終的に収用という段階に進んでいくことができるわけでございます。現段階では計画を作っていくと申しますか、線を引いて測量したりしていく、当然収用ということをお前提とせずに、地域の方から任意で売っていただくというような交渉を進めていこうというふうにご考えている段階だということでございます。一般道と申しますのはそういった事業認定をとって最終的に収用するということは、制度としてそういったものはございますので、この事業についてもそういう認定がとれる、とることができればそういったことに進んでいくということも可能であるという制度でございます。以上でございます。

(氏平議員)

ダムを造ってね、治水でダムを造らなければどんなにも治水上どうにもならないという、そういう認定がとれるところと、4つのルートもあってここをとらないと多くの住民がどんなにもならないというふうなことではないですよ、この道路の建設というのは。私はそういう意味でほんとにそういう認定が受けれる、強制収用が認められるような認定が受けれるということが、こういう道路の建設でも実際に今までであったんですよ

うか。

(土木部長答弁)

お答えいたします。道路の事業ですね、事業認定をとって収用ということに至っている事業はたくさんあると考えております。

(氏平議員)

はい、わかりました。私がお伝えしましたように、この地域の人たちは一坪たりとも渡さないという、強い決意で臨まれておりますので、この問題はなかなかこの地域の第二ルートというのは困難を極めるルートになるのではないかという風に思いますので、県としてもそこどころ本気で住民のみなさんにほんとに納得してもらえるかどうかということについてはしっかりと、今日もみなさん聴いて帰っておられますので、検討していただいて、みなさんが納得いかなければこの工事は上手くいかないと思いますけれども、是非よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(氏平議員)

#### **次に教育行政等についてお尋ねします。**

知事査定によって予算要求から追加・拡充された事業には評価できる内容もありますが、特に教育関係の新規事業3点については、失望を乗り越えて県民から多くの批判の声が上がっています。まず「目指せ！少年非行情勢の改善！！生き活きスクール応援事業」は中止すべきです。学校での非行防止対策は、教職員が中心になり教育的におこなうべきです。安易に警察官を教育現場に踏み込ませることは、教育の放棄であり、なんら抜本的な解決にはならないと考えますが、知事のご見解をお聞かせください。

次に「頑張る学校応援事業」とは、为什么呢。玉野市長がこのような事業からの離脱を早々に宣言されました。ニンジンぶらさげてという発想は教育とはいえない、大問題と言わなければなりません。このような知事の提案を教育委員会としても了解した結果予算化されたと思いますが、教育委員会ではどのような議論がされたのでしょうか。教育委員会委員にお伺いします。

また、この事業が学力向上や問題行動対策のためというのであれば、困難を抱えて苦勞している学校に対して、人的、財政的支援をおこなう事業に改めるべきと考えますが、教育長にお尋ねします。

最後に「小学校における不登校対策実践研究事業」についてお尋ねします。

新たな不登校児童を生まない取り組みの1つとして登校支援員を45人配置するという事業ですが、これに対して山陽新聞「ちまた」欄に複数の不安の声が投稿されています。教育長はこの声をどのように受け止めておられますか。

また、登校支援員とはどのような方を想定されているのですか。そして支援内容は具体

的にはどのようなものですか。イメージができませんのでご説明ください。併せて教育長にお尋ねします。

(知事答弁)

お答えいたします。

教育分野の新規事業についてのご質問であります。

目指せ！少年非行情勢の改善！！生き生きスクール応援事業についてであります。お話のように、学校では、教職員が責任を持って児童生徒の指導に当たるのは言うまでもありませんが本県では依然として、少年非行の現状は厳しく、生徒指導に苦慮している学校もあり、何としても改善しなければならないと考えております。

このため、県警察に学校警察連絡室を設置し、学校と警察が継続的に連携活動する中で、教職員と警察官が共に非行の未然防止や健全育成に向けた取組を行うとともに、教職員に対しても、経験に基づく助言等を行うことは、現在の厳しい状況の改善に効果があると期待しております。

以上でございます。

(教育委員答弁)

お答えいたします。

教育委員会の議論についてであります。私たち教育委員も積極的に小中学校を訪問する中で、課題を抱えながらも努力し、成果を上げている学校があり、こうした取組を、課題を抱え苦慮している学校に普及することが大切であると議論しておりました。

今回、知事が追加で本事業を予算化することについてであります。改善に取り組み成果を上げている学校の取組を支援することで、更に充実を図りそのノウハウを普及するとともに、多くの学校が改善に取り組むことを促すものであります。そのため事務局に対し、成果の基準やノウハウの普及方法等について検討することを指示しましたが、教育委員一同、賛同したところであります。

以上でございます。

(教育長答弁)

まず、事業の見直しについてであります。県教委では、これまでも、困難を抱えて苦慮している学校に対しては、教員の加配や非常勤講師、学習支援員の配置など実態に応じた様々な支援を行っております。

本事業は、そうした中で、創意工夫を凝らした取組により成果を上げている学校の考え方や取組内容を、なかなか効果が現れず苦慮している学校に積極的に取り入れてもらおうというものであり、多くの学校の課題解決に繋がるように支援してまいりたいと存じます。

次に、小学校における不登校対策実践研究事業についてであります。登校支援員は、登校しづらい状況が見え始めた児童の中で、早期の働きかけが有効であると思われる場合に、保護者を含めた支援を行うもので、投書にある、追い詰めたり、家庭をかき乱すことになるのではないかとといった御意見も踏まえ、事業の実施に努めてまいりたいと存じます。

登校支援員は、家庭や児童に直接関わり支援を行うため、教員 OB や NPO 関係者等を想定しており、教員と協力して、登校しづらい児童の出迎えや別室での支援を早期に行うとともに、保護者に対しては、親子関係や家庭環境の改善策、具体的なアドバイスを行うことなどを考えております。

以上でございます。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。知事お願いいたします。

この非行対策ですけども、私は学校が様々ないろんな部署と連携を深める、これは大事なことだと思いますけれども、しかし警察と連携することです、ということはいよいよ犯罪的な、命が危ない、最後の手段というふうに思うんですけども。もしもこういう連携室ができて警察がたくさん増えるということになるとですね、先生たちの中も安易に連携、もうこれ警察に頼もうみたいなことになりかねないかな、そこは教育という場です、警察は権力ですから、それが踏み込んでくるということではほんとに子どもたちの心に傷を負わせるだけだというふうに思うんですね。だからこのところはもっと慎重にやらないといけないし、私は非行というのは、子どもたちの問題行動というのは心の叫びなんです、問題行動として外に現れますけれども、ほんとには大人に助けてくれ、SOSを出しているのが問題行動の根幹にあるわけですね。だからがちりと教員が向き合って、四つんばいになって向き合ってやらなければいけないんです、この問題は、というのは私も思います。それを警察に任せるということはますます大人に対する不信を子どもたちに抱かせる、このところは、知事、どうにかたちで連携しようと思っておりますか。私の意見を聴かれて、ご答弁お願いします。

(知事答弁)

学校と警察がこれまで以上に連携することで学校の先生が安易に警察に仕事を投げたしまうのではないかと、また子どもたちが不信を抱くのではないかと懸念に対し手お答えをいたします。

そのようなことがあるのは良くないと思っています。学校の先生はこれからも主体的に子どもたちの問題に向き合っていただかなければいけませんし、子どもたちの声には耳を傾ける必要があろうかと思っています。そういうことをするために警察の方で助言で

すとかアドバイスが必要だと考えております。これまで通りのやり方で上手くいっているのであれば、私もあえて新しいことをすることは考えませんが、現在少年非行の現状は岡山県が全国で一番悪いわけがございます。この状況は子どもたちが被害者になっておりますので、何としても状況を改善したいと考えております。

(氏平議員)

教育委員にお尋ねをいたします。

優れた実践をやっている取り組みをしっかりと支援をして、それを普及していく、他の学校にも改善できるようにモデルですね、こういうふうにとやったらできたという、そういうものはどんどんどこもやっていけないといけないと思うんです。そこに報奨金を出すということではですね、私は岡山県は一致団結しないといけないと思うんです、全部の学校、先生が。それをですね分断させて競わせるようなことに結果としてはなりません。そして親もあそこは報奨金もらって何かいい学校らしい、うちの学校はもろてないらしいなみたいなね。やっぱり学校間の分断と格差、そして教員の団結をしていこう、みんなで一緒になって学校をよくして変えていこうということに水を差すような感じがしますし、多くの教育者の人たちからお話を聞いても、こんなことは教育のやることじゃないなというふうにご意見も頂いているんです。そのところ優れた実践を普及するということについては結構でございますけれども、そこに報奨金を100万出して何ができるかよくわかりませんが、そのところは考えていただいた方がいいんじゃないかと。そのところはどうか、報奨金を出すということについて。

(教育委員答弁)

お答えをいたします。報奨金を出すことについてですが、我々としましてはこれはこれから改善に取り組んで、成果を出していこうということ、そういったところに対して報奨金を出していこうということでございます、ある意味でいうと、我々としましては全ての学校がこの報奨金、ある意味でいうとこの報奨金はですねあくまでも先生の懐に入れるものではございません。要するにより良い教育に資するためのある意味でいうと教育予算です、自らとりにいくという課題だろうというふうに思います。全ての学校が報奨金が出たことに対して積極的に学校が一丸となってどのように今の現状を改善していくのか、それぞれの学校におかれている現状をしっかりと把握した上で、どうすれば改善できるかということ、学校一丸となって取り組んでいく、その成果が出たところに対して報奨金を出そうということでございますので、結果ともし報奨金がとれなかったとしても、それに向かって全校一丸となって取り組んだことによってその教育力が高まるということは、非常にそれぞれの学校が良くなっていくということは教職員にとりまして非常に充実感というのが得られるんじゃないかなと思います。

実は私オリンピックを観ておまして、金メダルを目指してみないきます。とれな

い場合もありますが、そこへ向かって努力をしたところをみな評価していくわけですから、まさにそういったところを我々は狙いとしているということで、全ての学校が要するに子どもたちに資する教育予算を自分たちの力で、一丸になってとりにいこうという活動をやっていただくことが、そういった中でそれぞれの学校の取り組みの中でいろんな良い知見が生まれてくる、それを共有していこうというところで非常に効果があるという風に我々はいただきました。以上でございます。

(氏平議員)

評価ということについては、どこがどういう風なかたちで評価をされるのでしょうか。それぞれの自治体の教育委員会が評価をしたのが県に上がってくるということですか。

(教育委員答弁)

評価についてお答えいたします。評価につきましては、現在事務局の方で検討中ということでございます。我々も評価基準をどうするのかというところについては、しっかりと詰めていただきたいという風にお願いをしているところでございます。

なお選考に当たりますには学力、学習状況の調査や問題行動等調査の結果からみえる数値的な改善のみならず、学校の課題を的確に捉えて創意工夫をされたものか、学校全体で取り組みや、地域と一体となった取り組みとなっているかなどを評価していきたいということで、詳細な基準につきましては今後市町村教育委員の意見も聴きながら協議する必要があると考えております。以上でございます。

(氏平議員)

ありがとうございました。教育長にお願いします。

教育長、不登校の支援員はNPOの方とか教員のOBの方も想定されるというお話がありましたけども、新聞報道では民生委員さんとかそういう話も出ておりましたですね。今追い詰められているんですね、不登校の子どもも。是非民生委員さんだけは、地域におれなくなるというご意見を頂いておりますので、その辺のご配慮をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(教育長答弁)

お答えいたします。地域の人材等にもご協力いただかなければいけないと思います。そういった中で、民生委員児童委員の方も視野に入れさせていただきますけれども、地域の状況とか、あるいはそれぞれのお考え等も踏まえて検討してまいりたいと思います。